

平成25年8月14日
政 策 経 営 部
総 務 部

平成26年度予算編成にあたっての基本方針等について

(付議の要旨) 平成26年度予算編成にあたっての基本方針(案)及び組織・職員定員の基本方針(案)を策定し、これに基づき、平成26年度予算の見積もり並びに組織改正、職員定数の適正化について実施する。

1. 平成26年度予算編成にあたっての基本方針(案)について
別紙のとおり
2. 平成26年度組織・職員定員の基本方針(案)について
別紙のとおり

平成26年度予算編成にあたっての基本方針（案）

1. 平成26年度予算編成にあたっては、区の望ましい将来像を描く新たな「基本構想」、「基本計画」の実現に向け、持続可能な財政基盤を構築すべく、後年度を見通した効率的な行政経営と歳出構造の見直しを更に進める必要がある。

このため、各部においては徹底した行政経営改革の取り組みを進め、必要な見直しを行った上で予算を見積もること。ここ数年、各部見積集計段階で、提示枠に対し大幅に見積額が超過の状況（24年度113億円、25年度85億円）となっている。各部長は現下の財政状況を踏まえ、部内及び領域内調整を行い、十分に精査して見積もること。

なお、消費税の増税については、政府において、今秋に経済指標等を見極めたいうえで最終判断されることから、歳入・歳出ともに26年度予算フレームに見込んでいない。

 - (1) 政策経費は、新実施計画を策定中であることから、経常経費に含めて提示する。26年度予算の見積りにあたっては、新実施計画の調整状況を踏まえ、新実施計画事業となるものについては、各部において政策経費として見積もること。
 - (2) 経常経費は、各部において経常的経費の縮減、廃止など徹底した見直しを行ったうえ、前項で述べた政策経費と合わせて、各部提示額の枠内で主体的に予算を積算すること。特に、24年度決算状況を踏まえ、執行率の低い事業を中心に、必ず徹底した精査を行ったうえで予算を見積もること。
2. 新規・拡充事業については、事業の必要性について厳しく見極めるとともに、既存事業の縮減、廃止など歳出の削減や歳入の確保をセットに行うことを基本とする。また、新規事業等の実施については、庁議決定等、あらかじめ区としての意思決定を必ず行うこと。
3. 歳入については、国や都の動向に十分留意し、補助事業の的確な把握、活用など確実な収入確保に努めること。また、税外収入等一層の財源確保に取り組むこと。
 - (1) 特別区民税、国民健康保険料、保育料などについては、債権管理重点プラン等に基づき、より一層徹底した債権管理の強化に取り組み、収納率の向上に努めること。
 - (2) 利用者負担等については、区民負担の公平性とサービス提供の財源確保の観点から、引き続き見直しを行い、一層の受益者負担の適正化に努めること。
 - (3) 区有財産の有効活用、財産の有償貸付や広告事業などによる税外収入の確保に積極的に取り組むこと。
4. 人件費については、職員定数の適正化を図るとともに、非常勤職員・臨時職員も含め、抑制に努めること。
5. 各種事業委託や調査研究委託、施設等維持管理委託など委託事業全般については、外部委託の必要性や経費の妥当性など徹底した見直しを行い、費用対効果、効率性などの観点から、委託の内容、方法など十分に精査・検証した上で、予算を見積もること。

6. 各種補助金については、「補助金の見直し等に係るガイドライン」に基づき、改めて社会状況の変化を踏まえた必要性、有効性等を検証し、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに精査・検証した上で、予算を見積もること。
7. 公共建築及び土木トータルコスト管理指針などに基づき、より一層のコスト縮減に努めること。
8. 外郭団体については、「新たな外郭団体改善方針」（現在策定中）の考え方にに基づき、施策事業の精査や経費節減に向けた取り組みを進め、一層の効率的経営の徹底と自主財源の積極的な活用など自立的な経営への転換を指導し、予算を見積もること。

平成26年度 組織・職員定数の基本方針（案）

1 組織について

平成26年度の組織改正については、新たな基本計画及び実施計画がスタートする年次であることに鑑み、組織全体のスリム化に努めつつ、多様な政策課題に的確かつ柔軟に対応できる組織体制の構築を目指すとともに、計画行政の確実な実行に向けて、より効率的・効果的な業務執行体制に移行することを基本とする。同時に、今後の地域行政の推進に示された方向性に基づく対応を図っていくこととする。

このため、各部においては、新たな基本計画・実施計画で示す施策や事業を着実に推進するための執行体制について部内・領域内で十分に精査・調整をしたうえで、組織改正に関する調書を作成するよう徹底されたい。

- (1) 簡素で効率的な組織を目指し、担当係長制度の活用や組織横断的な連携強化等により、柔軟で機動的な組織体制を構築すること。
- (2) 事務事業の見直しを不断に行い、事業手法等の転換を積極的に図るなど、効率的・効果的に業務を遂行できる組織体制とすること。
- (3) 組織の拡大は、法改正や事業移管への対応、区政の最重点課題・緊急課題への対応を行う必要がある場合に限定すること。
- (4) 組織内の役割分担と責任の所在を明確にし、適正かつ確実なチェック機能が働く組織体制とすること。
- (5) レイアウト変更や必要スペースの拡大などに伴う経費や施設への負荷を考慮し、レイアウト変更は必要最小限とすること。

2 職員定数について

新たな基本構想及び基本計画の実現に向けては、複雑・多様化する行政需要に、質の高いレベルで迅速かつ的確に対応できる「少数精鋭の強い組織」の体制がこれまで以上に求められる。そのためには、これまで行ってきた職員定数の適正化とあわせ、長期的な人材育成も視野に入れた真の意味での「適正化」を目指す必要がある。

このため、職員定数については引き続き、民間等との役割分担の明確化、徹底的な事務事業の見直し等を進め、重点事業や組織人材育成に向けた取り組みにあたっては、積極的に人材を投入していく、適正かつメリハリのある職員定数管理を推進することとする。

3 所要人員について

各部においては、上記事項を十分に踏まえ、次の点に留意のうえ所要人員を算出し、調書を作成するよう徹底されたい。

- (1) 真に必要な事務・事業に人員を投入することができるよう、事務・事業の廃止・統合や縮小・休止を行った場合、また予算規模の縮小等により業務量が減っている場合は、人員体制についても速やかに見直しを行うこと。

- (2) 国の法改正や区政の緊急課題等に対応するため、事務量増が見込まれる場合においても、事務・事業の見直し等を進めるとともに、当該部内あるいは領域内で調整を行い、現行の職員定数により対応することを基本とすること。
- (3) 事務事業の分担の見直しによる非常勤職員、臨時職員の活用、民間活力の活用等、効率的な事務運営を行うこと。非常勤職員等の活用にあたっては、事務量の変化に応じた適正配置に努めること。また、民間活力の活用にあたっては、費用対効果の観点にも着目すること。
- (4) 再任用制度については、平成26年4月からフルタイム勤務が本格的に設定される予定である。「世田谷区職員の雇用と年金の接続に関する基本方針」にある、組織活力の維持、公務能率の確保の点からも引き続き、再任用職員のより一層の積極的、効果的な活用を図ること。
- (5) 時期により業務に繁閑のある所管については、あらかじめ部内や課内の応援体制を確立し、対応すること。

4 外郭団体について

新たな外郭団体改善方針における人的支援や財政的支援の見直しの方向性を踏まえて、区からの派遣職員も含めた人員体制の見直しや組織体制の簡素化に努めるよう、指導・調整を徹底すること。

5 中長期的な組織・人員体制の検討について

組織・人員体制の検討にあたっては、新たな「基本構想」、「基本計画」を踏まえた中長期的な目標を持ち、継続的な取り組みを前提とし、以下に掲げる要素を視野に入れた検討を行うこと。

- (1) 幹部職員を含むベテラン職員の大量退職に伴う職員構成の大きな変化を見据えて、効率的で効果的な組織・人員体制の構築及び効果的なノウハウの継承等に努めること。
- (2) 係長職員の大量退職が予測されていることから、係長級職員の効果的な活用による組織機能の確保に努めること。
- (3) 公共サービスの担い手が将来的に行政から地域住民や地域で活動する団体などに移行し、区の組織・人員体制を縮小する必要性を生じる可能性を視野に入れること。